

平成31年第1回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成31年1月11日(金) 午前10:00~10:20
2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室
3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	工藤 昭治
委員	1	田守 和人
"	2	谷地村 久人
"	3	佐藤 久美子
"	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	6	長井 進
"	7	長根 孝衛
"	8	小澤 守昭
"	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第5号 農地使用貸借合意解約書の受理について

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

(平成 31 年第 1 回 1 月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、2 番、谷地村久人君にお願いします。</p>
	(新郷村村民憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は、10 名で定足数に達しておりますので、これより平成 31 年 1 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを、議題といたします。</p> <p>議事録署名委員は、議長指名と言うことで、ご異議ございませんか。</p>
	異議なし
議 長	<p>それでは、議事録署名委員には、1 番、田守和人君並びに 3 番、佐藤久美子君を指名します。</p>
議 長	<p>次に、日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明をもとめます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	<p>次に日程第 3、報告第 5 号、農地使用貸借合意解約の受理について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>2 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3、農地使用貸借合意解約書の受理について、報告いたします。</p> <p>このことについて、別紙のとおり農地使用貸借合意解約書を受理したので、ご報告申し上げます。</p> <p>3 ページをお開き願います。</p> <p>受付番号第 5 号の貸人、借人は使用貸借合意解約書写しのとおりです。</p> <p>受付番号第 5 号の解約に係る理由は、親子間の農地の一括贈与のためのため解約を行うものです。</p> <p>以上、報告申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に対して、質疑、意見はございませんか。</p>
	質疑意見なし

議 長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>次に日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>4 ページをお開き願います。</p> <p>日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明もうしあげます。</p> <p>農地法第 3 条の規定により、別紙申請書のと通りの申請があったので、審議を求めるものでございます。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は、贈与が 2 件でございます。</p> <p>5 ページをお開き願います。</p> <p>受付番号第 1 号は、親子間の農地の生前一括贈与の申請でございます。</p> <p>農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積については、5 ページ議案書記載のとおりでございます。</p> <p>5 ページに議案書の写し、6 ページ農地法 3 条 1 項の調査書、7 ページに許可申請書の写し、8 ページに営農計画書の写し、9 ページに位置図を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>また、6 ページ農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第 1 号の説明を終わります。</p> <p>引き続き、受付番号 2 号について説明いたします。</p> <p>10 ページをお開き願います。</p> <p>受付番号第 2 号は、親子間の農地の生前一括贈与の申請でございます。</p> <p>農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積については、10 ページから 11 ページの議案書記載のとおりでございます。</p> <p>10 ページから 11 ページに議案書の写し、12 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、13 ページから 14 ページに許可申請書の写し、15 ページに位置図を添付してありますので、参考に願います。</p> <p>また、12 ページ農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p>

	これで、議案第 1 号の受付番号第 1 号及び 2 号の説明を終わります。
議 長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
谷地村 委員	はい。
議 長	谷地村委員。
谷地村 委員	報告第 5 号の合意解約書と議案第 1 号、受付番号 2 号の農地法第 3 条 1 項の農地面積に違いがありますが、どうなのですか。
事務局	はい、議長。 報告第 5 号の合意解約書の面積は、平成 19 年に契約した時点の面積で、現在までに買収等で土地の異動があったため、面積に違いがあります。 その差だと考えます。
谷地村 委員	わかりました。 そうすると、現在は受付番号 2 号の第 3 条 1 項の申請書の面積になるわけですね。
事務局	そうなります。
谷地村 委員	はい、わかりました。
議 長	あとは、ございませんか。
	質疑意見なし
議 長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第 1 号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	異議なし

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 号は原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成 31 年第 1 回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 3 1 年 月 日

議 長

署名者

署名者